

藤沢市休日保育事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、日曜日又は休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。以下同じ。）において保護者の勤務等により児童が保育を必要とする場合の保育の需要に対応するための休日保育事業を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条に規定する業務を目的として法第35条第3項又は第4項の規定により設置された施設
- (2) 家庭的保育事業 法第6条の3第9項に規定される保育事業
- (3) 小規模保育事業 法第6条の3第10項に規定される保育事業
- (4) 事業所内保育事業 法第6条の3第12項に規定される保育事業
- (5) 保育短時間認定 保育の必要量が、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。）第4条第1項に規定される一月の保育の利用が平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）のもの

(対象児童)

第3条 休日保育事業の対象となる児童は、生後6ヶ月から小学校就学の始期に達するまでの者で、第1号または第2号に該当し、かつ第3号若しくは第4号に該当する者とする。

- (1) この市の区域内に存する保育所において保育されている者、家庭的保育事業を利用している者、小規模保育事業を利用している者及び事業所内保育事業を利用している者。
- (2) 市内に居住し、他市区町村に存する保育所において保育されている者、家庭的保育事業を利用している者、小規模保育事業を利用している者及び事業所内保育事業を利用している者。
- (3) 日曜日又は休日（以下「休日等」という。）において、保護者が就労または就

学しており、児童が保育を必要とする場合。

(4)前号に掲げるもののほか、休日等で家庭における保育が困難であると市及び実施保育所が認める場合。

(実施保育所)

第4条 休日保育事業を実施する保育所は、次の各号のいずれにも該当するこの市の区域内に存する保育所で、市長の指定を受けた保育所（以下「実施保育所」という。）とする。

(1)利用定員が10人程度であること。

(2)開所日が原則として休日等であること。ただし、12月29日から1月3日までの期間はこの限りではない。

(3)開所時間が原則として1日11時間であること。

(4)児童の数に応じて保育士を、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。）第33条の規定に基づいた配置をすること。

(5)児童に対しては、適宜、間食又は給食等を提供すること。

(6)その他市長が必要と認める要件を備えていること。

(利用登録)

第5条 休日保育事業の利用を希望する児童の保護者（以下「登録申請者」という。）は、藤沢市休日保育事業登録申請書（第1号様式）により実施保育所を通じて市長に利用の登録を申請しなければならない。

2 前項の規定により、登録の申請があったときは、審査のうえ、その可否について、速やかに藤沢市休日保育事業登録決定通知書（第2号様式）により実施保育所を通じて登録申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により、登録を認める決定をしたときは、藤沢市休日保育事業登録台帳（第3号様式。以下「登録台帳」という。）に登録するとともに、実施保育所へその旨通知するものとする。

4 登録の有効期間は、登録日から当該年度の3月31日までとする。

5 登録申請者は、登録内容に変更が生じた場合は、その旨実施保育所を通じて市長に届け出なければならない。

(登録の辞退)

第6条 登録申請者は、前条第2項の規定により登録が決定された後、この事業の

利用を辞退しようとするときは、藤沢市休日保育事業登録辞退届（第4号様式）を実施保育所を通じて市長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定により、届け出があったときは、登録台帳に記録するとともに、実施保育所へその旨通知するものとする。

（利用手続）

第7条 休日保育事業の利用を希望する第5条第2項の規定により登録が決定された児童の保護者（以下「利用申込者」という。）は、利用を希望する日（以下「利用日」という。）の属する月の前月の1日から20日までに藤沢市休日保育事業利用申込書（第5号様式）を実施保育所の長（以下「施設長」という。）に提出しなければならない。この場合において、当該期限の日が休日等に該当するときは、これらの日の前日をもって期限とみなす。

- 2 前項の規定にかかわらず、利用申込者に緊急、かつ、やむを得ない事由があり、実施保育所において保育の実施に特に支障がないと認められるときは、利用を申し込むことができる。
- 3 利用申込者は、前2項の申込内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を施設長に申し出なければならない。
- 4 利用申込者は、利用日を辞退する場合、利用日の直前の平日午後5時までに実施保育所へ辞退の連絡をしなければならない。

（利用の制限）

第8条 市長は、利用日において保育を実施することが児童の安全管理に支障を来すおそれがあると判断した場合には、休日保育事業の利用を制限することができる。

（利用の解除）

第9条 市長は、児童又はその保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、児童の登録の取り消し又は利用の停止をすることができる。

- (1) 第3条に掲げる要件に該当しなくなったとき。
- (2) 利用目的に反する行為があったとき。
- (3) 実施保育所の指示に従わないとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、休日保育事業を利用させることが不相当と認められるとき。

(利用料)

第10条 保育短時間認定を受けた児童の保護者は、実施保育所が定めた基本保育時間の外で休日保育事業を受けるときは、実施保育所が定める時間外保育に係る費用を実施保育所に支払うものとする。

(報告)

第11条 施設長は、各月における利用状況について当該月の翌月の5日までに休日保育事業月別報告書(第6号様式)により市長に報告しなければならない。

(書類の整備, 保存)

第12条 施設長は、休日保育事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該支出及び収入に係る証拠書類を整備し、5年間保存しておかなければならない。

附 則

1 この要綱は、平成19年1月1日から施行する。

附 則

2 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

3 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

4 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

5 この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

6 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

第4条関係 市長の指定する保育所

1) 鵜沼藤が谷 1 - 7 - 8 に開設する保育所

2) 辻堂神台 1 - 3 - 39 に開設する保育所

3) 湘南台 1 - 2 1 - 10 に開設する保育所